

施策マネジメントシート

基本施策名	04すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援	施策 統括課	児童青少年課	氏名	畠山雄一郎
政策名	2子育て・教育	主な 関係課	児童青少年課・保育幼児教育推進課・子育て支援課、 公民館・しょうがいしゃ支援課・オンブズマン事務局		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか)＊人や自然資源等
児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子ども
子ども・若者育成支援推進法により、一部の若年者支援について
は、20歳代も含む。

② 施策の目的

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができて良かった」と思えるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 子どもを持つ世帯数	世帯
イ 0歳から18歳の子どもの数	人
ウ	
エ	

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)		単位
1	ア 幼児教育推進事業への参加者数	人
	イ	
2	ア 子どもが市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	人
	イ 子ども自身からの相談の受付件数	件
3	ア 自己肯定感のある児童・生徒の割合	%
	イ	
4	ア 児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%
	イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	幼児期からの教育の推進	これからの未来を支えるこどもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。	◆ 幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけるための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進します。 ◆ 市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化します。 ◆ 幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。 ◆ 新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。
2	ありのままの自分でいられる場所づくり	相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。	◆ 誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、(仮称)子ども基本条例を策定します。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。 ◆ 子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。 ◆ 子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。 ◆ 子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。 ◆ ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。
3	すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり	すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。	◆ ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。 ◆ 発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。 ◆ 発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。 ◆ 子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。 ◆ 認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。
4	子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなところを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進する。	◆ 矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。 ◆ 放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。 ◆ 子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育てていけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。 ◆ 国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。 ◆ 子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

			単位	数値区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R9年度					
対象指標			ア	世帯	見込み値										目標達成度			
					実績値	7,396	7,329	8,091	8,013	7,947	7,747							
			イ	人	見込み値												達成・ 未達成	前年度 比較
					実績値	11,556	11,530	11,407	11,321	11,184	10,966							
			ウ		見込み値													
		実績値																
成果指標	展開方向1	ア	人	成り行き値											未達成	向上		
				目標値	-	300	300	300	400	500	600	700						
				実績値	-	349	170	198	197	251								
				基本計画における 指標の説明又は出典元		幼児教育推進事業への参加者数												
				成り行き値														
	イ	目標値																
		実績値																
		基本計画における 指標の説明又は出典元																
		成り行き値																
		目標値																
	展開方向2	ア	人	成り行き値											未達成	向上		
				目標値							250	250						
				実績値		197		0	102									
				基本計画における 指標の説明又は出典元		市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識を持って準備段階等から参加した子どもの数												
				成り行き値														
	イ	目標値	10	15	20				218	218								
		実績値	128	171	167	139	160	80										
		基本計画における 指標の説明又は出典元		子ども家庭支援センター及び教育相談室、また児童館・学童、子どもオンブズマンに あった、子ども自身からの相談の件数														
		成り行き値																
		目標値																
	展開方向3	ア	%	成り行き値											未達成	維持		
				目標値		77.2/66.4	77.5/66.7	77.8/67.0	78.1/67.3	78.4/67.6	87.0/74.5		88.5/76.0					
				実績値		85.8/73.6	86.5/71.8	調査なし	80.9/77.5	76.7/79.3								
				基本計画における 指標の説明又は出典元		自己肯定感のある児童・生徒の割合												
				成り行き値														
イ	目標値																	
	実績値																	
	基本計画における 指標の説明又は出典元																	
	成り行き値																	
	目標値	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上							
展開方向4	ア	%	実績値	95.3	93.7	95.0	92.7	93.2	93.1				達成	維持				
			基本計画における 指標の説明又は出典元		児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し友だちと学びや体験ができて楽 しいと思う児童の割合													
			成り行き値															
			目標値															
			実績値															
基本計画における 指標の説明又は出典元																		
事務事業数				本数														
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円														
			都道府県支出金	千円														
			地方債	千円														
			その他	千円														
			一般財源	千円														
			事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			延べ業務時間	時間														
			人件費計 (B)	千円														
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

C:一部の成果指標について目標を達成した

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

D:成果がどちらかと言えば低下した

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

・子ども人権オンブズマンにおいて、アンケートに心配ごとなどの記述欄を設けたことにより、子ども本人からの相談が37件となり、大幅に増加した。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童館では2か月程度休館した上に、事業については全体的に休止及び縮小とした。放課後子ども教室についても、密になりやすい室内実施を取りやめるなどした。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

●展開方向1 ・平成30年4月1日に施行された新たな「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3歳児以上の教育に関する規定が概ね共通化され、保育園も幼稚園や幼保連携型認定こども園のように幼児教育施設として位置付けられた。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0歳からの幼児教育の重要性が記載された。 ・令和5年4月にオープンした矢川プラス内にこどもラボ(幼児教育センター)が設置され、これまでくにたち子どもの夢・未来事業団が市と両輪となり実施してきた幼児教育推進プロジェクトを発展させ、幼児教育に関する研究・研修等を行っていくこととしている。 ●展開方向2 ・平成29年4月の児童福祉法改正により、児童福祉の「対象」として位置づけられていた「子ども」が、児童福祉の「権利主体」に転換され、児童福祉法の理念が明確化された。 ・平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が子どもの貧困対策に関する大綱を策定した。 ・ひきこもり課題は、若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目され、東京都においては治安対策本部が所管していたが、拡大する8050問題等から、平成31年に内閣府が40代以上の年齢を対象とした調査を実施して以降、ひきこもり支援は全年齢対象へと拡大し、東京都においては福祉保健局の所管となった。 ・令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(しつけによる体罰禁止)、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、保護者の支援など、所要の措置を講ずることが盛り込まれた。 ・東京都子ども基本条例が令和3年4月1日より施行され、国立市子ども基本条例策定検討で留意する。 ・こども基本法案が、2023年4月1日施行。こども家庭庁が発足。 ●展開方向3 ・平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害種別で分かれていた施設体系が通所・入所別により一元化され、障害児通所施設の実施主体は市町村に移行され、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが位置付けられた。それ以後、児童発達支援・放課後デイサービスの事業所数は全国的にも増加傾向にある。 ・平成26年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しが実施され、ひとり親支援施策が拡充されている。 ・国は令和3年よりヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携し取り組むべき施策についてまとめている。東京都では令和4年度に「ヤングケアラー支援マニュアル」が作成され、各分野でヤングケアラーへの支援が求められている。 ・令和4年6月に児童福祉法の一部が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれた。 ●展開方向4 平成26年度の児童福祉法改正に伴い、学童保育所の対象年齢が拡大された。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・議会より、幼児教育について、幼稚園・保育園等で培ってきたものを学校教育にスムーズにつなげていく仕組みを作っていくべきでないかとの意見がある。 ・議員より、子どもの人権に関する条例の制定について検討を求める声がある。 ・議員より子どもの声を聞きとる手段・手法等を検討すべきとの意見がある。 ・市民より子どもの居場所の充実(学童保育所の保育時間の拡大、放課後子ども教室の日数増 等)を求める声がある。特に、低所得者やひとり親家庭等への支援として、子ども食堂等への支援を充実させる声がある。 ・財政改革審議会より、児童館・学童保育所の民営化について意見があるが、市民からは市直営を維持すべきとの要望がある。 ・事業対象者(市内幼稚園・保育園・学童保育所)から、児童発達支援について巡回相談の拡充を求める意見がある。 ・保護者より、就学後の支援に関して包括的な情報提供をしてほしいという声がある。
--

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

・幼児教育の推進は、他市ではあまり取り組まれていない取り組みであり、先進的な取り組みとなっている。幼児教育センター事業を含む矢川プラスでの取り組みに、都の補助金が採択されるなど、都からも注目されている取り組みである。 ・令和4年6月現在、市内に児童発達支援事業所6か所、放課後デイサービス事業所が12か所あり、令和2年10月には児童発達支援センターが新たに開所されている。民間事業所の充足に伴い、市の通所事業については終了とし、民間事業所をはじめ、教育機関との連携体制の構築や、出生から就学期に渡るまでの切れ目ない支援のために臨床心理士や地区担当保健師による個別の相談支援体制の展開にシフトしている。 ・子ども基本条例の策定については、他自治体での子ども権利条例・子ども条例の策定状況は6区4市と取組は少なく、時代の求める新しい条例づくりができれば先進的なものとなる。

(4) 施策の具体的な取組状況

4年度の取組状況	5年度の取組予定
●展開方向1 ・子育て広場「ここすき」を事業団が継続して運営。 ・幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を継続して受け、幼保小連携推進委員会を継続して開催し、都主催の中間発表会で発表を行った。令和3年度に取り組んだモデル地域での具体的な交流を全市に展開するとともに、研修会を開催した。 ・令和5年度に開設予定の矢川プラス内で事業を展開予定の幼児教育センターについて、事業団とも連携の上で具体的な事業内容を決定した。	●展開方向1 ・子育て広場「ここすき」を事業団が矢川プラスにて運営。 ・幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を継続して受け、幼保小連携推進委員会を継続して開催し、最終的なとりまとめを行い、都主催の最終発表会で発表を行うとともにその成果を市内関係者に向けて周知する。 ・令和5年度に開設した矢川プラス内に設置された幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を実施する。
●展開方向2 ・子どもの人権オンブズマンでは、子どもの居場所事業者への周知を行ったほか、市内の高校生と協働し、リーフレット作成やイベント実施をとおして子どもの権利を学ぶ機会を提供した。 ・不登校状態にある児童・生徒のための支援方法について検討する「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を発足し、支援の担い手として教育・SSWに加えてくにサポがアウトリーチすることができる仕組みを構築した。 ・国立市子ども基本条例の策定に向け、子どもを対象にアンケート調査やヒアリング調査を実施。これに基づき、条例の骨子案・素案を作成。 ・子どもの居場所づくりでは、団体への補助事業を実施し、コロナ禍の中での大切な居場所となっている子ども食堂への支援を充実させた。 ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを月3回程度、全37回実施した。参加者は延886名(他、学生などによる支援者が延618名)で、学習習慣や居場所づくりを支援した。コロナ禍により制限していた交流事業についても、支援学生を中心とした企画会議から2回実施した。 ・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、学校内居場所カフェの実践に係る講演会を実施した。また、NHK学園高等学校内で試行的に立ち上げた校内居場所カフェに参加し、実践的に取り組んだ。	●展開方向2 ・子どもの人権オンブズマンでは、人権講座の見直しを行い、学校、児童館等へのアウトリーチを再開して、制度の周知とともに子どもの権利に関する理解を深める。 ・国立市子ども基本条例を策定する。 ・「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」で教育と福祉の連携の在り方について継続して検討しながら、学校に行けない・行かない児童・生徒の居場所を創設する。 ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを実施する。 ・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、「校内居場所カフェ」ボランティア養成講座をNHK学園高等学校と共催で実施する。
●展開方向3 ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月) ・市内の発達支援事業と共同で事業所フェアを開催。 ・子ども家庭部・しょうがいしゃ支援課・教育委員会と共同で保護者への就学支援を主に各部署の役割や相談窓口などを示した「くにたち発達サポートブック」を作成し、市内の園をはじめ教育機関や3歳児健診で配布。年長のお子さんを持つ保護者へは個別送付。 ・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。 ・児童発達支援事業所を利用するために必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で実施。 ・市内の発達支援事業所をまとめたリーフレットを作成し周知を図った。 ・発達をテーマとした市民講演会を実施。 ・保護者の居場所づくりとして子育てプログラムの参加者の同窓サロンを実施。	●展開方向3 ・くにたち発達サポートブックを広く配布し、年中のお子さんがいる世帯へも個別に送付するなど、早期から就学支援を視野に入れた発達支援を実施する。 ・就学後も切れ目なく支援ができるように、教育やしょうがいと情報共有ができるデータベースの在り方を検討する。 ・事業団と連携した支援者支援の充実。 ・医療的ケア児の支援に関する合議体の設置を検討する。
●展開方向4 ・矢川プラスの令和5年開業に向け、運営に関する指定管理者を選定(くにたち子どもの夢・未来事業団)し、開所に向けて準備を図った。 ・児童館の在り方検討会の内容を踏まえ、矢川児童館(矢川プラス内設置)の開所に向けた整備を行った。 ・中高生ローカルセッション事業として中高生実行委員会に因るイベントを企画して実施した。 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。 ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について試行実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に配慮し海外派遣は中止したが、子ども長崎派遣平和事業を実施した。 ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助金交付を実施。 ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。 ・青少年地区委員会活動への助成。	●展開方向4 ・矢川プラスの運営、安全管理。また、新規施設運営に伴う近隣住民への配慮の徹底。 ・中高生ローカルセッション事業として中高生実行委員会に因るイベントを企画して実施する。 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。 ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について、コロナ禍での利用状況を踏まえながら、事業者と連携して引き続き試行実施する。 ・中学生しょうがい児の学童保育の試行的実施 ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況等に配慮し海外派遣は中止したが、子ども長崎派遣平和事業を実施。 ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助金交付を実施。 ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。 ・青少年地区委員会活動への助成。

6 3年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) ※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【展開方向1】幼児期からの教育推進

・令和2年度より、幼児教育推進事業の実施主体を事業団とし、市としては補助金を支出する形とし、令和5年度からは、矢川プラス内での指定管理事業とし、市として指定管理料を支出している。実施主体が移管された後についても、人材については、これまで「こすき」に関わってきた職員を事業団へ派遣または事業団で採用し、事業の継続性を保つことができています。

・幼保小の連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を受けており、教育委員会とも密に連携し、北地域を中心に小学校や保育園、幼稚園でモデル的に交流し、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムなどについて意見交換を行ってきた。また、市内全体の小学校、保育園、幼稚園、認定こども園で具体的な交流を行う仕組みを作った。

【展開方向2】ありのままの自分でいられる場所づくり

・子ども本人からの相談が大幅に増えたが、子どもの人権オンブズマンは相談者と丁寧なやり取りを行い、子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに人権意識を深め、子どもの人権侵害の救済や子ども自ら問題解決に臨む力の育成を図った。

・不登校当事者の支援にあたり、教育部局と連携して検討する「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を令和4年4月に発足。当該会議体での議論を踏まえ、当事者へのアウトリーチについて教職員・SSWに加えて、くにサボがかかわる仕組みを構築した。

・日常的な学習で躓きがちな中高生を対象に、市内在住、在学の大学生等が主要五科目を中心に個別学習を支援する学習支援事業「LABO☆くにスタ」を実施し(月3回程度、年間7回)、延べ886名の生徒が参加(支援の学生は延べ618名)。コロナ禍により制限していた交流事業についても、支援学生を中心とした企画会議から2回実施した。

・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、学校内居場所カフェの実践に係る講演会を実施した。また、NHK学園高等学校内で試行的に立ち上げた校内居場所カフェに参加し、実践的に取り組んだ。

【展開方向3】すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり

・くにたち子育てサポート窓口(くにサボ)において、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて社会資源の紹介や保健医療又は福祉などの関係機関との連絡調整をはかるなど、包括的な支援を行った。

・市内の保育園、幼稚園、学童への巡回相談や保護者の対応力の向上のためのペアレントプログラムを実施し、同窓会サロンを開いた。

・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)

・市内の発達支援事業と共同で事業所フェアを開催、発達支援事業所をまとめたリーフレットを作成し周知を図った。

・子ども家庭部・しょうがいしゃ支援課・教育委員会と共同で保護者への就学支援を主に各部署の役割や相談窓口などを示した「くにたち発達サポートブック」を作成し、市内の園をはじめ教育機関や3歳児健診で配布。年長のお子さんを持つ保護者へは個別送付。

・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。

・児童発達支援事業所を利用するために必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で実施した。

・発達をテーマとした市民講演会、有識者による座談会を実施。

【展開方向4】子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

・子どもの貧困や虐待をはじめとする子どもや子育て家庭を取り巻く複雑・多様化した社会課題に対しての支援を行うにあたり、地域力・地域資源をより効率的・効果的に循環させる方法を検討し実践するための「こども応援事業(子ども協議会)」を開始。食の応援においてフードパントリーのインターネットマッチングが有効であるとの考えに至り、当該サービスを実施している事業者と連携して試行的な実施を行った。

・矢川プラスのオープン控え、中高生ローカルセッション事業において先行して空間を活用したイベントを子どもたちで組織する実行委員会において企画し、実施。また、その様子及び矢川プラスの関係者を取材した矢川プラスの商業動画の中高校生CMスタッフにおいて作成した。

・新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける子どもたちが安心して集い、食事のできる子ども食堂を推進することを目的に「子どもの食応援事業」を実施し、子ども食堂などに補助金を交付し、市内の食堂をマップ化、ブック化して周知した。

・子どもの居場所の充実のために、子どもの居場所事業補助金を交付した。また、居場所事業を実施する団体による中間報告会と、子ども食堂団体の交流会を実施した。

○改善余地のある事項・課題等

・令和5年度より幼児教育センター事業が開始されており、事業団とより密に連携し、具体的事業内容を決定していく必要がある。

・しょうがいしゃ支援課や教育委員会等と連携しながら、医療的ケア児のライフステージに沿った支援を展開していく必要がある。

・教育委員会や健康福祉部、生活環境部と連携しながら、外国にルーツを持つ子育て家庭の支援を展開していく必要がある。

(2) 施策の4年度における総合評価

C	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げており、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	---

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 6年度の取組方針

【展開方向1】

- ・幼児教育センター事業の展開による市内全体の幼児教育環境の向上。
- ・幼保小連携研究協力地区研究成果の最終発表。

【展開方向2】

- ・令和5年度に策定(予定)の国立市子ども基本条例に基づく、子どもの権利の普及・啓発の実施。
- ・子どもの権利が保障される環境整備として、子どもが気軽に相談することができる仕組みの在り方について検討
- ・学習支援事業LABO☆くにスタを引き続き実施するが、コロナ禍で減少した中高生の参加を回復し、さらに増やすために、市内中学校や学習支援事業を実施する他の団体(社会福祉協議会やNPO等)との連携を進め、広報等について検討し実施する。
- ・令和3年度に実施した、自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座(学校内居場所カフェの実践に係る講演会や座談会、ワークショップ等)を踏まえ、公民館とNHK学園高等学校が連携し、高校内居場所カフェのボランティア養成講座を実施する。

【展開方向3】

- ・令和5年度に子ども家庭支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことによる連携(迅速性)の強化、又、子ども家庭支援センターの子育て広場を矢川プラス内に移設することにより、新たな複合施設での充実した内容での事業を進める。

【展開方向4】

- ・令和3年度に策定した児童館3館の整備方針を基本に、子どもの居場所の在り方の方向性を検証しながら、児童館を地域の拠点となることを目指す取組を進める。
- ・子ども応援事業(子ども協議会)では、食に関する支援の試行実施の状況について確認・分析し、今後の適切な形態について検討を図る。また、体験につながる取組については、引き続き実施形態について検討し、試行的な実施を実現させる。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・幼児教育センターでの5本の柱(実践・研究・研修・啓発・推進・発達支援、連携)の事業展開により、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを推進する。
- ・矢川プラス内の矢川児童館も含めた市内児童館3館を中心とした、市域全体での子どもの居場所、遊びのネットワークを構築する。